

福島市地域クラブ活動推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 福島市立中・義務教育学校の生徒が、少子化が進展する中でスポーツ及び文化芸術活動等に継続して親しむ機会を確保することを目的に、中学校における部活動の地域展開・地域連携の在り方、さらには地域クラブ活動等の環境整備について総合的に協議するため、福島市地域クラブ活動推進協議会を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）部活動の地域展開・地域連携、地域クラブ活動等に必要な事項に関すること。
- （2）全号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから福島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- （1）有識者
- （2）学校教育関係者
- （3）スポーツ団体関係者
- （4）文化団体関係者
- （5）市立学校PTAを代表する者
- （6）前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 協議会に会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い、新たに委嘱された委員による最初の会議は、教育長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議決を要する事項については、出席委員の2分の1以上の同意で決する。ただし、同数の場合は、議長が決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、業務を遂行するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。